第九十四条を第九十三条とし、第九十五条を第九十四条とし、第九十六条を第九十五条とし、第九十七条を第九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開発課）

第九十七条　開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二　防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

四　陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「これに準ずる隊」を「特科連隊」に改める。

第十条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二の表陸上自衛隊通信学校の項中「陸上自衛隊通信学校」を「陸上自衛隊システム通信・サイバー学校」に、「通信科に」を「システム通信科及びサイバーに関する領域に関する職務を遂行する隊員に」に、「通信科部隊の運用等」を「システム通信科部隊の運用等及びサイバーに関する領域」に改める。

附　則

この政令は、令和六年三月二十一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十四号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「二百六番二まで」の下に「、東広島市八本松西三丁目二千百九十三番二から広島市安芸区瀬野一丁目八百五十九番一を経て広島県安芸郡海田町南大正町千二百七十番十八まで」を加え、「広島市」を「同市」に改め、同表二百十八号の項中「高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一」を「日之影町大字七折字平底一万二千二百八十一番一」に、「及び同町」を「、同町」に、「を経て同町大字三ケ所字小道一万五十七番一までを除く。）、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町」を「及び同郡日之影町」に改め、同表四百八十三号の項中「戸牧字畑ケ中千八百三十番二」を「新堂字門谷二百八十二番一」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十九条の二第二項から第四項まで並びに第七十条の二第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。